

「特定非営利活動法人子どもの虐待防止ネットワーク・しが」定款

第1章 総則

第1条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人子どもの虐待防止ネットワーク・しが（略称「CAPNeS」）という。

第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を「滋賀県大津市」に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

この法人は、関係機関との連携を図りながら、子どもの虐待を防止するための市民活動を行うことを目的とする。

第4条（活動の種類）

この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下、「法」という）第2条別表第1号の「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」及び同第11号の「子どもの健全育成を図る活動」に該当する特定非営利活動を行う。

第5条（事業の種類）

この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 子どもの虐待防止に関する社会啓発および学習活動事業
- ② 子どもの虐待防止に取り組む関係諸機関、関係者との交流事業
- ③ 子どもの虐待防止に関する調査研究および行政機関に対する要望活動事業
- ④ 子どもの虐待防止に資する関係諸機関等に対する支援活動事業
- ⑤ その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第6条（種別）

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- ① 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- ② 賛助会員 この法人の事業に賛同して賛助するために入会した個人または団体

第7条（入会）

- 1 会員の入会について、特に条件は定めない。
- 2 この法人に正会員または賛助会員として入会を希望する個人または団体は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由のない限り、入会を認めなければならない。

第8条（会費）

- 1 会員は、会費を納入しなければならない。
- 2 前項の会費（年額）は、会員の種別に応じ、それぞれ以下に定める額とする。
正会員 3000円
賛助会員 個人 一口3000円（一口以上）
団体 一口10000円（一口以上）

第9条（退会）

- 1 会員は、理事長が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。
- 2 会員が死亡したとき、または会員たる団体が消滅したとき、若しくは正当な理由なく会費を継続して2年以上滞納したときは、退会したものとみなす。

第10条（除名）

- 1 会員に、反社会的行為その他の本会の名誉を著しく傷つける行為、または本会の目的に反する行為があった場合、同会員に事前の弁明を与えた上で、総会の議決により、同会員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名の総会の議決を待っている間は著しい損害が発生する場合は、理事長は、当該会員の会員資格を除名前に停止することができる。
- 3 前2項による除名決議ないし資格停止があった場合、理事長は、右事実を、適宜の方法で公告し、関係各所に通知できる。

第11条（抛出金品の不返還）

既に納められた会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員等

第12条（役員）

- 1 この法人に次の役員を置く。
 - ① 理事 10人以上25人以内
 - ② 監事 2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長とする。

第13条（選任等）

- 1 理事は、理事会において、正会員の中から選任する。
- 2 監事は、総会において、正会員の中から選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

第14条（職務）

- 1 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。その他の理事は、この法人の代表権を有しない。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事に事故あるときまたは理事長が欠けた場合は、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - ① 理事の業務執行の状況を監査する。
 - ② この法人の財産の状況を監査する。
 - ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会または所轄庁に報告する。
 - ④ 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集する。
 - ⑤ 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求する。

第15条（任期等）

- 1 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 役員は、理事長が別に定める辞任届を提出することにより、任意に辞任することができる。
- 3 補欠のためまたは増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第16条（欠員補充）

理事の数が10名未満となったとき、または監事が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第17条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 心身の不調のため職務の遂行に耐えられないと認められるとき
- ② 職務上の義務違反、その他役員として相応しくない行為があったとき

第18条（職員）

- 1 この法人に事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事会の議決により、理事長が任免する。

第19条（顧問）

- 1 この法人に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営等に関して、理事長の求めに応じて助言する。

第5章 総会

第20条（種別）

この法人の総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

第21条（構成）

総会は正会員をもって構成する。

第22条（権能）

総会は以下の事項について議決を行う。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 理事の解任、監事の選任または解任、役員の職務及び報酬
- ⑤ 会費の額
- ⑥ 事業報告及び収支決算
- ⑦ 収支予算案及び事業計画案の承認並びにその変更
- ⑧ その他運営にかかる重要事項

第23条（開催）

- 1 通常総会は毎事業年度一回開催する。
- 2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - ① 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - ② 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - ③ 第14条第4項第4号の規定により監事から招集があったとき。

第24条（招集）

- 1 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも10日前までに通知しなければならない。

第25条（議長）

総会の議長はその総会において出席した正会員のなかから選出する。

第26条（定足数）

総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会できない。

第27条（議決）

- 1 総会における議決事項は第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事はこの定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第28条（表決権等）

- 1 各正会員の表決権は、平等とする。
- 2 やむをえない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項及び第29条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事及び議決に加わることができない。

第29条（議事録）

- 1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない
 - ① 日時及び場所
 - ② 正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する。）
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び議事の議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人が署名・押印しなければならない。

第6章 理事会

第30条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第31条（権能）

理事会は、この定款で定めることのほか、次の事項を議決する。

- ① 理事の選任
- ② 総会に付議すべき事項
- ③ 事業計画及び収支予算
- ④ 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ⑤ 借入金に関する事項
- ⑥ 事業の執行方法に関する事項
- ⑦ 事務局の組織及び運営に関する事項
- ⑧ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第32条（開催）

理事会は、次の一に該当する場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めたとき
- ② 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき

③ 第14条第4項第5号の規定により監事から招集の請求があったとき

第33条（招集）

- 1 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又はファクス、メールをもって、開催日の5日前までに通知しなければならない。

第34条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当る。

第35条（議決）

- 1 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
ただし、議事が緊急を要するもので出席理事の3分の2以上の賛意を得た場合は、この限りではない。
- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第36条（表決権等）

- 1 各理事の表決権は平等とする。
- 2 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第37条（議事録）

- 1 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - ① 日時及び場所
 - ② 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつたはその旨を付記する。）
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

第38条（資産の構成）

法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産

- ② 会費
- ③ 寄付金品等
- ④ 財産から生じる収入
- ⑤ 事業に伴う収入
- ⑥ 資産により取得した動産及び不動産
- ⑦ その他の収入

第39条（資産の管理）

この法人の資産は理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第40条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第41条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

第42条（暫定予算）

- 1 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度予算に準じ収入支出することができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第43条（予備費の設定及び使用）

- 1 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用したときは、理事長は、理事会に報告しなければならない。

第44条（予算の追加及び更正）

予算議決後にやむをえない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加、または更正することができる。

第45条（事業報告及び決算）

- 1 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第46条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日終わる。

第47条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れ、その他新たな義務の負担、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

第48条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- ① 主たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- ② 資産に関する事項
- ③ 公告の方法

第49条（解散）

1 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
- ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ③ 正会員の欠亡
- ④ 合併
- ⑤ 破産
- ⑥ 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の承諾を得、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第50条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項の規定に従い、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経て選定される。

第51条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第52条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

第53条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	甲 津 貴 央
副理事長	奥 田 由 子
同	芳 原 洋 一
理事	岩 本 幸 介
同	遠 城 孝 幸
同	金 子 龍 太 郎
同	久 保 宏 子
同	瀬 戸 則 夫
同	園 博 伸
同	長 田 淳 子
同	長 田 浩 志
同	津 崎 哲 郎
同	小 林 悦 子
同	武 部 武 義
同	谷 口 久 美 子
同	中 島 円 実
同	野 田 正 人
同	田 中 靖 雄
同	田 村 博 子
同	初 田 元 明
同	廣 田 敬 史
同	淵 元 純 子
同	村 田 潔
監事	疋 田 吉 美

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年5月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員 3000円

賛助会員 個人 一口3000円（一口以上）

団体 一口10000円（一口以上）

- 7 平成23年1月1日において役員^の職にある者については、第15条の規定に関わらずその任期を平成23年5月31日までとする。